

① 売上・仕入に係る消費税額の計算方法

● 売上・仕入に係る消費税額の計算

消費税の納付額は売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を差し引いて算出しますが、売上に係る消費税額や仕入に係る消費税額の計算には2種類の方法があります。1年間の総売上・仕入(税込)から税額を割り戻して計算する「割戻し計算」と、売上・仕入の都度発生する税額を足していく「積上げ計算」です。

インボイス制度導入後は、この「割戻し計算」と「積上げ計算」のどちらかを選択することができます。

計算方法
(イメージ)

割戻し計算: 税込の売上・仕入額 × 10/110

積上げ計算: インボイスに記載した消費税額等の合計額

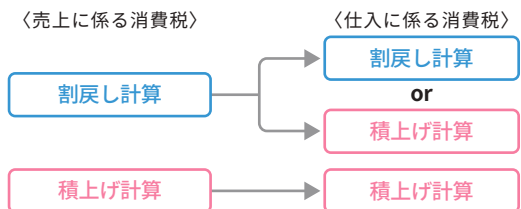
■ 消費税率10%の商品を3人の顧客に販売した場合

顧客	商品	販売価格(税込)	消費税
顧客1	Tシャツ	3,000円	272円
顧客2	Yシャツ	4,000円	363円
顧客3	スラックス	5,000円	454円

① 割戻し計算の場合 $(3,000円 + 4,000円 + 5,000円) \times 10/110 = 1,090.9\text{.....}$

② 積上げ計算の場合 $272円 + 363円 + 454円 = 1,089円$ **1,090円**

ただし、インボイス制度導入後、売上で割戻し計算を選んだ場合、仕入では、割戻し計算と積上げ計算のどちらでも利用できますが、一方で、売上で積上げ計算を選んだ場合は、仕入も積上げ計算にしなければならないので注意が必要です。



② 仕入税額控除の経過措置

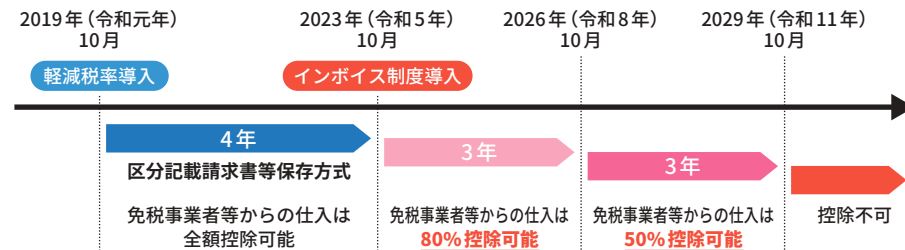
● 免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置

インボイス制度導入後は、免税事業者等からの仕入は、原則として仕入税額控除を行うことができません。

ただし、制度導入から6年間は経過措置が認められています。2026年(令和8年)9月30日までは、免税事業者からの仕入の80%は控除できます。その後、2029年(令和11年)9月30日までは免税事業者からの仕入の50%が控除できます。なお、インボイス発行事業者に登録していない課税事業者からの仕入についても同様です。

この経過措置を受けるためには、①区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等、②経過措置を受けることを記載した帳簿の保存が必要です。

≪ 免税事業者等からの仕入に係る経過措置 ≫



経過措置を受けるには、帳簿には、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入」などと記載する方法のほか、経過措置の適用対象となる取引に「※」などの記号を付け、別途、「※は80%控除対象」などと記載する方法があります。

2023年	摘要	税区分	借方(円)
11 15	札幌商事(株) 作業機器	10%	55,000
11 20	仙台商店(株) 衛生用品 80%控除対象	10%	22,000
11 20	(株)名古屋商事 梱包用資材	10%	27,500
11 30	広島商店(株) 文房具 80%控除対象	10%	44,000
11 30	福岡商事(株) 作業台	10%	88,000

2023年	摘要	税区分	借方(円)
11 15	札幌商事(株) 作業機器	10%	55,000
11 20	仙台商店(株) 衛生用品 ※	10%	22,000
11 20	(株)名古屋商事 梱包用資材	10%	27,500
11 30	広島商店(株) 文房具 ※	10%	44,000
11 30	福岡商事(株) 作業台	10%	88,000

免税事業者からインボイス発行事業者になる者

課税事業者からインボイス発行事業者になる者

免税事業者のままインボイス発行事業者にならない者

免税事業者からインボイス発行事業者になる者

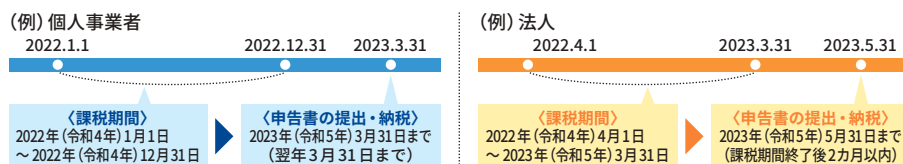
課税事業者からインボイス発行事業者になる者

免税事業者のままインボイス発行事業者にならない者

③ 消費税の納付方法

● 消費税の申告と納付の期限

個人事業者の場合、課税期間は1月～12月であり、申告書提出と納税は翌年の3月31日までに行わなければなりません。法人の場合、課税期間は様々ですが、いずれも課税期間終了後2カ月以内に申告書提出と納税を行わなければなりません。



● 納付方法

消費税の納付方法は以下のとおりです。

(1) 窓口納付

従来からある一般的な方法です。自宅や事務所に届いた納付書に金額を書き込み、金融機関か税務署の窓口にて、現金で支払います。

(2) ダイレクト納付

e-Taxで電子申告を行い、口座引落しで支払います。初回のみ利用開始手続やダイレクト納付を行う口座の届出が必要です。電子申告後は、e-Taxのシステムで即座に納付できます。

(3) インターネットバンキング等による納付

e-Taxの利用開始手続を行えば、インターネットバンキングでも支払えます。ただしPay-easy(ペイジー)に対応する金融機関に限ります。

(4) クレジットカード納付

インターネット上の「国税クレジットカードお支払サイト」に登録すれば、クレジットカードで支払うことができます。ただし1回の納付額は1,000万円までで、納付額に応じた決済手数料がかかります。

(5) コンビニ納付(QRコード)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でQRコードを取得し、コンビニエンスストアで支払うことができます。ただし1回の納付額は30万円までです。

(6) コンビニ納付(バーコード)

税務署で発行されるバーコード付納付書はコンビニエンスストアで支払うことができます。ただし1回の納付額は30万円までです。

(7) 振替納税

個人事業者の方なら、事前に口座振替依頼書を提出することで「振替納税」が利用でき、口座引落しで納付することができます。この場合、口座振替日は4月下旬となります。また、一度手続をすると、預貯金口座の変更や振替納税の取止めなどを申し出ない限り、次回以降も振替納税が行われます。

今すぐ確認！

中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策

VI

インボイス導入の際の 注意点と経営力強化

① インボイスを発行できない事業者への対応

● 免税事業者である仕入先との交渉

免税事業者から仕入を行っている本則課税の事業者については、主に次のような対応が考えられます。ただし、簡易課税を選択した事業者については、売上に係る消費税から納税額を計算するため、免税事業者である仕入先との交渉は必要ありません。

● 条件を変えずに取引

免税事業者からの仕入は仕入税額控除ができないため、インボイス制度導入以前と同じ条件での取引では、納税額が増えてしまいます。特に、免税事業者からの仕入が多い場合は、納税額が想定以上に増え、自社の収益に大きな影響を与えるため、注意が必要です。(例えば、多数のフリーライターに執筆依頼する編集プロダクション、ひとり親方に発注する建設業者など)

● インボイス発行事業者になることを提案

インボイス発行事業者になるかどうかはあくまで事業者それぞれが判断することであり、強制はできませんが、免税事業者の仕入先にインボイス発行事業者になるよう提案することは可能です。

● 取引価格の変更は慎重に

仕入税額控除ができないことを理由に、立場の強い事業者が下請など立場の弱い事業者に値下げを強要することなどは、独占禁止法等により問題となります。

取引価格を変更する際は、双方が納得したうえで行うよう注意しましょう。



● 独占禁止法等により問題となる行為

免税事業者等の小規模事業者は、販売先との間で情報量や交渉力の面で格差があるため不利になりやすく、販売先がその立場を利用して、免税事業者等が不利益を被るような要請や強要等を行った場合、優越的地位の濫用として、独占禁止法や下請法等により問題となる恐れがあります。

優越的地位の濫用にあたる行為とは、立場の強い販売先からの要請等を、仕入先である免税事業者等が今後の取引に与える影響を恐れて受けざるを得ないものが該当し、次のようなものがあります。

(1) 取引対価の引下げ

仕入税額控除ができないことを理由に引下げを要請し、形式的な交渉しか行わず、著しく低い価格を設定

(2) 商品・役務の成果物の受領拒否、返品

仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品や役務の成果物を受け取らない、または正当な理由もなく返品

(3) 協賛金等の負担の要請等

取引価格の据置きを認める代わりに、別途、協賛金や販売促進費等の負担要請や発注内容以外の無償サービスを要請

(4) 購入・利用強制

取引価格の据置きを認める代わりに、この取引以外の商品やサービスの購入、利用を要請

(5) 取引の停止

一方的に著しく低い取引価格を設定し、これに応じない仕入先との取引を停止

(6) 登録事業者となるような徳憑(しょうよう)[※]等

課税事業者にならなければ取引価格を引き下げるとか、これに応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告 ^{※強く勧めること}

なお、中小企業庁等が独占禁止法等により問題となる行為についてのQ&Aとその事例を公表していますのでご確認ください。



Q&A



事例

● 経費支出の際のルールの社内周知

継続的に取引がある仕入先に対してはP.44のとおり、交渉を行っていくことが必要ですが、単発的な取引の際は交渉することが難しいため、支出先がインボイス発行事業者かどうか事前に確認することを社内に周知するなどの対策を行きましょう。

② インボイス非登録事業者と取引する場合の損益への影響

インボイス制度が導入されるまでは、仕入や経費に含まれる消費税は、原則すべて、仕入税額控除ができますが、インボイス制度導入後は、インボイス発行事業者でない仕入先からの仕入や経費は、仕入税額控除を受けることができません(ただし、仕入税額控除の経過措置(P.41参照)あり)。

これによって損益にどのような影響があるのか、シミュレーションしてみましょう。

雑誌の編集プロダクションが多数のライターに執筆を発注する場合

55人のライター(すべてインボイス非登録事業者)に1回10万円で年間10回の執筆を発注

	①インボイス制度導入前 (2023年9月30日まで)	②インボイス制度導入後 (2023年10月1日以降)
売上	6,600万円	6,600万円
仕入(外注費)	5,500万円	5,500万円
粗利益	1,100万円	1,100万円
消費税納付額※	① 100万円	② 600万円
当期利益	1,000万円	500万円

当期利益が半減

上記のように、①と②で、売上、仕入(外注費)の金額が変わらなくても、インボイス制度導入後は仕入税額控除が受けられなくなる(ただし、経過措置期間は一部)ため、納税額が増加し、当期利益が減少します。この点を踏まえて、売上計画の見直しや固定費の削減など、長期的な損益計画を練り直しましょう。

※消費税納付額の計算

③ $6,600万円 \times 100/110 \times 10\% - 5,500万円 \times 100/110 \times 10\% = 100万円$

④ $6,600万円 \times 100/110 \times 10\% = 600万円$

ただし、仕入税額控除の経過措置があるため、①と②の間(2023年10月1日～2029年9月30日)は、消費税納付額は、③から段階的に④へと増加していきます。

③ 資金繰りに注意

● 納税資金の確保が必要

免税事業者が課税事業者となった場合、特に気をつけなければならないのが、消費税の納税資金です。免税事業者であった時と同じように、売上のほとんどを仕入や物品購入などに使ってしまうと、納税時に資金が足りなくなる恐れがあります。

消費税を滞納してしまうと、延滞税の発生によりさらに資金繰りが悪化したり、納税証明書が出ないことによって金融機関からの借入が困難になったり、取引先等からの社会的信用を失ったりすることになりかねません。

納税資金を確保するためには、金融機関の「納税準備預金」や「任意の中間申告制度(※)」を活用することが有効です。

※任意の中間申告制度

前回の確定消費税額(地方消費税額を含まない)が48万円以下の事業者は、原則、中間申告の義務はありませんが、任意に中間申告書を提出し、納税することができます。中間申告税額は、前回の確定消費税額の2分の1、もしくは仮決算により算出された納税額で、地方消費税も合わせて納付します。分納することで、1度に全額納めるより、資金負担が軽減できます。

● 商工会議所への相談

商工会議所では、資金繰り改善に向け、各種経営相談等を行っています。まずは地域の商工会議所へご相談ください。相談は無料です。秘密は厳守いたしますので、ご安心ください。



④ インボイス導入を契機とした経営の見直し

● 適正な利益の確保

免税事業者は、インボイス制度導入後も免税事業者のままでいると、販売先から取引を見直され、受注機会を喪失したり、それによって売上が減少したりする可能性があります。また、課税事業者にとっても仕入先が免税事業者のままでいると、消費税負担が増加し、利益が減少します。したがって、インボイス制度導入を機に自社の経営を見直し、利益を確保する方策を講じる必要があります。

インボイス制度の導入で、売上や仕入に係る消費税が明確になるため、消費税の転嫁がしやすくなる面もあります。販売先の業界動向や業況、競合他社の販売価格、自社の仕入コスト等を勘案し、本体価格を見直すなど、適正な利益の確保に努めましょう。

参考① 価格転嫁を円滑化するための官民連携の取組み
(パートナーシップ構築宣言)

日本では長年、一般的には発注側の価格交渉力が強く、受注側がコストの上昇を適正に販売価格に転嫁できていない状況が続いており、その結果として大企業と中小企業の格差が生じていることが社会問題となっています。こうした課題を解決するため、官民連携で取り組んでいるのが「パートナーシップ構築宣言」です。

「パートナーシップ構築宣言」とは、取引先との適正な取引を行うことを宣言することで、大企業と中小企業の共存共栄を図ることを目的としたものです。

宣言をすることで、「ロゴマークの使用が可能になる」「一部の補助金について加算措置を受けられる」等のメリットもあることから、自社で宣言することや取引先への周知をご検討ください。

詳細につきましては、[日本商工会議所HP](#)および[プロモーション動画](#)をご覧ください(P.53参照)。

参考② 販路開拓のための政府支援施策
(小規模事業者持続化補助金)

小規模事業者の販路開拓を支援するための政府施策である小規模事業者持続化補助金<一般型>では、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する特別枠(インボイス枠、補助上限:100万円)を設けております。商工会議所では補助金申請に関する相談業務を行っていますのでご相談ください。詳しくは[同補助金のHP](#)をご確認ください。



持続化補助金HP

⑤ 価格表示のルール

● 総額表示義務とは

一般消費者に商品の販売やサービスの提供を行う事業者には、表示する値札やチラシなどに消費税額を含めた価格を表示することが義務づけられています。このルールを総額表示義務といいます。総額表示として認められる価格表示方法は以下のとおりです。

本体価格9,800円、消費税980円、総額10,780円の商品の場合

OK	10,780円	10,780円(税込)	10,780円(うち税980円)
	10,780円(税抜価格9,800円)	10,780円(税抜価格9,800円、税980円)	
	9,800円(税込10,780円)		

※税込価格が明らかに表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示してもよい

NG	9,800円(税抜)	9,800円(本体価格)	9,800円+税
----	------------	--------------	----------

免税事業者から課税事業者になった場合に、値札やチラシの価格表示を変えずに後から消費税を徴収することは、総額表示義務の違反となりますのでご注意ください。

● 軽減税率対象の商品がある場合の表示方法

テイクアウトや出前にも対応している飲食店の場合、テイクアウト等(8%)と店内飲食(10%)とで異なる税込価格にすることができます。その際の価格表示は以下のA、Bを参考にしてください。

A テイクアウト等と 店内飲食の両方を表示	B テイクアウト等と 店内飲食のどちらかを表示	C テイクアウト等と 店内飲食を同一の税込価格で表示
<p>MENU</p> <p>店内飲食(テイクアウト)</p> <p>カレーライス…600円(589円)</p> <p>焼きそば…650円(638円)</p> <p>ウーロン茶…200円(196円)</p>	<p>MENU</p> <p>ラーメン…770円</p> <p>チャーハン…660円</p> <p>ウーロン茶…200円</p> <p>※テイクアウトの場合、税率が異なりますので、別価格となります。</p>	<p>MENU</p> <p>かけうどん…490円</p> <p>おにぎりセット…550円</p> <p>かつ丼…710円</p> <p>※テイクアウトの場合、包装代をいただきますので、イトインの場合と同一価格となります。</p>

一方、事業者の判断により、テイクアウト等と店内飲食の税込価格が同じになるように、テイクアウト等の税抜価格を高く設定、または店内飲食の税抜価格を低く設定し、税込価格を統一してCのように表示することも可能です。

インボイス制度 理解度チェックリスト

インボイス制度について理解していますか？下記の内容をチェックしてみましょう。

	チェックする内容	✓	本書の 該当ページ
1	インボイス制度は、2023年(令和5年)10月1日に導入予定です	<input type="checkbox"/>	2・20
2	インボイス発行事業者の申請受付は、2021年(令和3年)10月1日から始まっています	<input type="checkbox"/>	2
3	インボイス制度導入後は、原則として免税事業者等からの仕入について、本則課税による仕入税額控除はできません	<input type="checkbox"/>	2・10・12
4	消費税の納税義務が免除される免税事業者は、基準期間(原則として個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)の消費税の課税売上高が1,000万円以下などの要件を満たす事業者です。免税事業者がインボイス発行事業者になるためには、消費税の課税事業者になる必要があります	<input type="checkbox"/>	6・12
5	免税事業者は販売先にインボイスが発行できないことで、取引に影響を及ぼす可能性があります	<input type="checkbox"/>	2・12・16
6	インボイス発行事業者は、販売先にインボイスを発行し、その写しを保存しなければなりません	<input type="checkbox"/>	29・32
7	インボイスには以下の事項を記載しなければなりません ①発行者の氏名または名称 ②登録番号 ③取引年月日 ④取引の内容(軽減税率の対象品目である旨) ⑤税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率 ⑥税率ごとに区分した消費税額等 ⑦受領者の氏名または名称	<input type="checkbox"/>	9・24
8	課税事業者であっても、インボイス発行事業者への登録は任意です。例えば、主な販売先が一般消費者である場合、事務処理や事業への影響を十分考慮し、インボイス発行事業者への登録を行わない選択肢もあります	<input type="checkbox"/>	18
9	インボイスを発行するためには、税務署に登録申請し、インボイス発行事業者として登録を受けなければなりません	<input type="checkbox"/>	20・21

	チェックする内容	✓	本書の 該当ページ
10	インボイス制度が導入される2023年(令和5年)10月1日に登録を受けようとする事業者は、2023年(令和5年)3月31日までに登録申請書を提出しなければなりません	<input type="checkbox"/>	2・22
11	インボイス発行事業者に登録された内容は、国税庁の適格請求書発行者公表サイトにて公表されます	<input type="checkbox"/>	21
12	免税事業者が2029年(令和11年)9月30日の日の属する課税期間までにインボイス発行事業者の登録を受ける場合は、課税期間の途中でも登録を受けた日から課税事業者となり、それ以降は消費税の申告・納付が必要です	<input type="checkbox"/>	22
13	消費税額の計算方法には本則課税と簡易課税があり、どちらかを選択することができます	<input type="checkbox"/>	14
14	記載に間違いのあるインボイスを受け取った事業者は、請求書発行者に修正インボイスの発行を求めなければなりません。自ら修正を行ってはいけません	<input type="checkbox"/>	28
15	インボイス発行事業者以外の者がインボイスを発行することや、インボイスと誤認される恐れのある書類の発行およびインボイス発行事業者が記載内容を偽ってインボイス等を発行することは禁止されています。これらに違反した者は処罰の対象となります	<input type="checkbox"/>	29
16	あらかじめ販売先の承諾を得て、インボイスまたは簡易インボイスの記載事項に係る電子インボイスを提供できます	<input type="checkbox"/>	30・35
17	免税事業者や一般消費者からの仕入について、以下の割合で、仕入税額控除の経過措置が認められています ①2023年(令和5年)10月1日 ～2026年(令和8年)9月30日:80%控除可能 ②2026年(令和8年)10月1日 ～2029年(令和11年)9月30日:50%控除可能	<input type="checkbox"/>	41

参考サイト

インボイス制度について(国税庁)

[インボイス制度特設サイト](#) (詳細はp.54参照)



[適格請求書等保存方式の概要 —インボイス制度の理解のために—](#)



[インボイス制度Q&A](#)



[動画 消費税！今から学ぼう！インボイス塾 全4回](#)



インボイス発行事業者の登録申請について(国税庁)

[適格請求書発行事業者の登録申請手続\(国内事業者用\)](#)



[適格請求書発行事業者の登録申請書](#)



[記載例\(個人事業者用\)](#)



[記載例\(法人用\)](#)



[ご注意いただきたい事項](#)



[e-Taxによる登録申請手続](#)



登録事業者の確認等(国税庁)

[適格請求書発行事業者公表サイト](#)



日本商工会議所

[今すぐ確認！消費税軽減税率制度対策 フォローアップ編](#)



[今すぐ確認！消費税軽減税率制度対策 経理処理編](#)



[パートナーシップ構築宣言とは](#)



[パートナーシップ構築宣言プロモーションビデオ](#)



本冊子

[今すぐ確認！中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策](#)



問い合わせ先

国税庁 軽減・インボイスコールセンター
(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)



0120-205-553

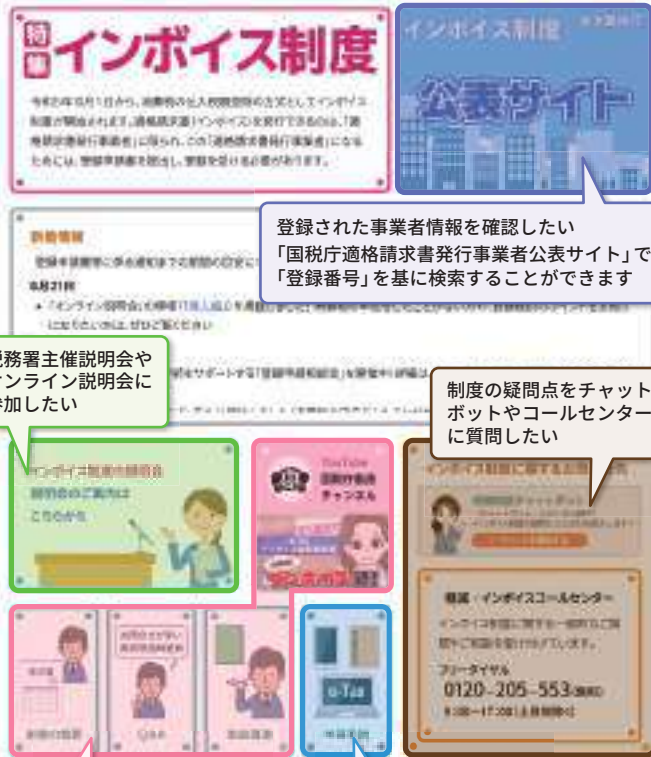
【受付時間】
9:00から17:00(土日祝除く)

参考サイト

インボイス制度特設サイト(国税庁)

国税庁のホームページで特設サイトを設けて様々な情報が提供されています。

特設サイト



登録された事業者情報を確認したい
「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で「登録番号」を基に検索することができます

税務署主催説明会や
オンライン説明会に
参加したい

制度の疑問点をチャット
ボットやコールセンター
に質問したい

パンフレット、Q&A、
動画で詳しく知りたい

登録申請手続について
詳しく知りたい

登録を受ける
予定の方

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- e-Tax で登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！

個人事業者の方はスマートフォンからでも **e-Tax** で申請できます。
e-Tax のご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

仕入先がインボイス発行事業者かどうかを確認する際の様式の見本



様式(Word形式)▶

●●●●●●●●●● 御中

20 ●●年●●月●●日

会社名 ●●●●●●●●
部 署 ●●●●●●●●

適格請求書発行事業者登録番号に関するお願いについて

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施が予定されております。当社の仕入税額控除の要件として、適格請求書発行事業者が発行する適格請求書(以下、インボイス)の保存が必要となります。また、売手である貴社は税務署長に申請をし、登録番号(以下、インボイス番号)の交付を受けることでインボイスの発行をすることが可能になります。

こうしたことから、当社の制度開始までの準備の都合もありますので、貴社のインボイス番号に関する情報について、弊社までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 貴社インボイス番号に関するお願い
 <<インボイス番号を取得済みの場合>>
 貴社のインボイス番号を以下の弊社担当まで、ご連絡ください。
 <<インボイス番号の取得がまだの場合>>
 2023年3月31日までに登録申請をしていただき、2023年●●月●●日までに貴社のインボイス番号を以下の弊社担当まで、ご連絡ください。
 <<インボイス番号を取得する予定がない場合>>
 課税事業者ではないこと等を理由にインボイス番号を取得する予定のない場合は、その旨、以下の弊社担当までご連絡ください。
2. 本件担当
 部 署 名
 担 当 者
 住 所
 電 話 番 号
 メールアドレス

なお、免税事業者の方が登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。詳しくは、以下の国税庁 HP をご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



以上

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

今すぐ確認！
中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策 [第2版]

発行日：2022年3月 初版
発行日：2022年9月 第2版

監 修：みのり税理士法人

発 行：日本商工会議所 中小企業振興部

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル

<https://www/jcci.or.jp>

本書は、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、本書に基づく事業展開等で不利益などの問題が生じた場合、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。